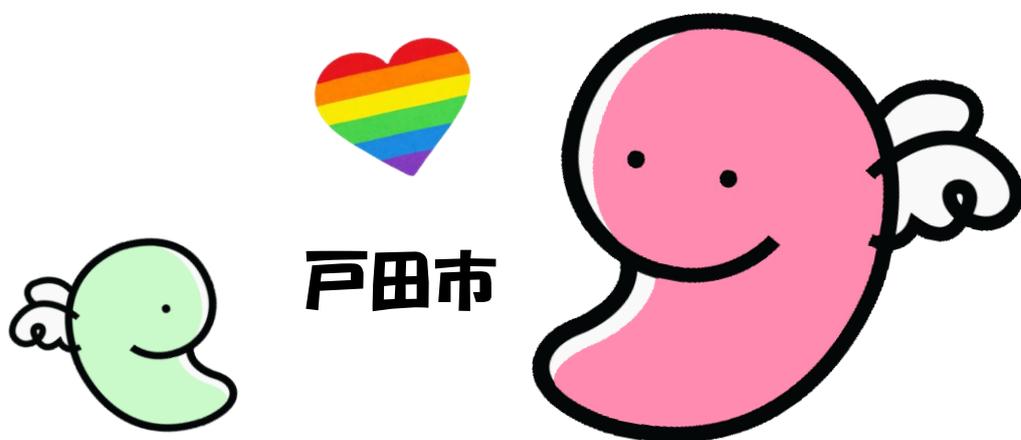


お互いが大切なパートナー・ファミリーであるための

戸田市パートナーシップ・ ファミリーシップ届出制度

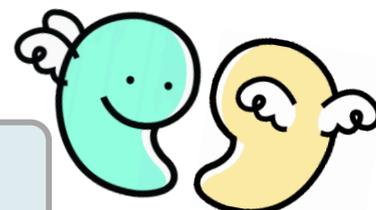


目次



1 戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは	1 ページ
2 パートナーシップの届出から交付までの流れ	3 ページ
3 パートナーシップの届出に必要な書類	4 ページ
4 ファミリーシップの届出から交付までの流れ	5 ページ
5 ファミリーシップの届出に必要な書類	6 ページ
6 届出後について	7 ページ
7 Q&A	8~10ページ
8 参考 自治体間の連携	10ページ

戸田市男女共同参画キャラクター「ビリーちゃん」「リブちゃん」



「ビリーちゃん」と「リブちゃん」は、胎児がはじめて進む進化の形ともいわれる勾玉のイメージから生まれました。

「男性または女性になる前の一つの命として向かい合い、共に協力し合って生きていきましょう」という願いが込められています。

「性別問わず共に信頼し合い、助け合い、力の出し合える男女共同参画社会を築いていこう」という意味を込めた『ビリーブ(Believe) ※』から、「ビリーちゃん」「リブちゃん」と名付けられました。

さまざまな色の「ビリーちゃん」「リブちゃん」は、“お互いの多様性を認めあおう”という意味がこめられています。

※『ビリーブ(Believe)』とは、平成 27 年 3 月 31 日に閉館した、戸田市男女共同参画センターの愛称です。現在は、上戸田地域交流センター『あいパル』が、男女共同参画の拠点となっています。

1 パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度とは

パートナーシップ

ファミリーシップ

戸田市では、性の多様性が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指しています。

戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度は、お互いが大切なパートナー・ファミリーと思っている方々が届出を行い、市がその事実を証明するもので、令和4年10月11日から実施しています。届出された内容が要件を満たしていれば、戸田市より「届出受理証明書」及び「届出受理証明カード」が発行されます。

(1) パートナーシップについて

双方又はいずれか一方が性的指向や性自認に係る、性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した関係をいいます。

(2) ファミリーシップについて

パートナーシップを結ぶ二人の双方又は一方と生計を同一にする子、親が家族として協力し合う関係をいいます。

【届出受理証明書】

【届出受理証明カード】

第2号様式(第5条、第11条関係)

戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書

第 号
発行日 年 月 日

戸田市長 氏名 印

戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第5条又は第11条の規定に基づき、戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出(新規・継続)を受理したことを証明します。

届出者			
氏名	種	種	
通称			
生年月日	年 月 日	年 月 日	

ファミリーシップ対象者			
氏名	種	種	
生年月日	年 月 日	年 月 日	

届出日 年 月 日

表面

<p>(自由記入) 私は、医療機関に対し、私自身の意思の確認が困難な場合は、下記の項目について、私のパートナーを家族として取り扱っていただくよう、協力を求めます。</p> <p>許可しない項目があれば、×を付けてください。</p> <p>【情報の開示 医療行為への同意 面会】 【緊急連絡先】 【特記欄】</p> <p>自筆署名 署名年月日</p>	<p>戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード</p> <p>戸田市</p>
--	---

裏面

<p>【第 号】 発行日 年 月 日</p> <p>戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明カード</p> <p>戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱第5条又は第11条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書を年 月 日に受理したことを証明します。</p> <p>(本人) _____ 様 (パートナー) _____ 様 年 月 日生 年 月 日生</p> <p>戸田市長 氏名 印</p>	<p>この証明カードの提示を受けた方は、戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の趣旨をご理解ください。カードは、法律上の効果を生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくと、市に届出されたことを証明するものです。</p> <p>なお、この証明カードを利用する方の性の在り方(性自認、性的指向等)や制度を利用していることについては、本人の同意なく他者へ口外しないようお願いいたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>戸籍上の氏名(※通称使用の場合) (本人)</td> <td>(パートナー)</td> </tr> <tr> <td>_____ 様</td> <td>_____ 様</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ファミリーシップ対象者</td> </tr> <tr> <td>_____ 様</td> <td>_____ 様</td> </tr> <tr> <td>年 月 日生</td> <td>年 月 日生</td> </tr> </table>	戸籍上の氏名(※通称使用の場合) (本人)	(パートナー)	_____ 様	_____ 様	ファミリーシップ対象者		_____ 様	_____ 様	年 月 日生	年 月 日生
戸籍上の氏名(※通称使用の場合) (本人)	(パートナー)										
_____ 様	_____ 様										
ファミリーシップ対象者											
_____ 様	_____ 様										
年 月 日生	年 月 日生										

(3)利用可能な戸田市のサービスについて

パートナーシップ

ファミリーシップ

①市営住宅の入居:申込み市営住宅への入居申込みの際に、ご利用いただけます。

②記念樹の交付

新たに届出をされた方に、記念樹引換券を届出1件につき1枚お渡しします。

記念樹引換券を市役所3階みどり公園課にご提出いただくと、その場で記念樹をお受け取りいただけます。



↑詳しくはこちら

(4)パートナーシップの届出ができる方

次の要件をすべて満たしている必要があります。

①民法第4条に規定する成年に達していること。

②次のいずれかの要件に該当すること。

ア 双方が市内に住所を有していること。

イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が届出の日から3か月以内に市内への転入を予定していること。

ウ 双方が届出日から3か月以内に市内への転入を予定していること。

③お互いが近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族)でないこと。

※養子縁組によって近親者となった者を除く。

④配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)がいないこと。

⑤届出をしようとする相手以外にパートナーシップその他類似の関係にある者がいないこと。

※②イ・ウに該当する場合、届出は受付のみとなります。

双方が戸田市転入後、改めてお手続きいただくことで、受理となります。

(5)ファミリーシップの届出ができる方

パートナーシップ届出者の双方又は一方の子や親等であり、生計が同一であること。

(6)無効な届出

パートナーシップ

ファミリーシップ

次の場合は、届出を無効とします。

・パートナーシップ又はファミリーシップを形成する意思がないとき。

・届出の内容に虚偽があったとき。

・不正な手段により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したとき。

※届出の内容に虚偽があったときや、不正な手段により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したときは、届出受理証明書の交付番号を公表する場合があります。

2 パートナーシップの届出から交付までの流れ

パートナーシップ

事前予約

7日前までに
予約

【予約に必要な情報】

- 1.届出するお二人の氏名、住所、電話番号
- 2.届出希望日時
 - ・月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く) 8時30分から17時15分まで
 - ・第3希望までお知らせください。

【予約方法】

- いずれかの方法でお申込みください。
- (1)電子申請 QRコードを読み取り、申請をしてください。
 - (2)メール又はFAX 予約に必要な情報を記載の上、お送りください。
 - (3)電話 048-291-8617(直通)までご連絡ください。

※3営業日以内に受付完了及び日程調整のご連絡をいたします。
連絡がない場合は、お手数ですがその旨、お知らせください。

【連絡先】

戸田市役所 市民生活部 協働推進課 男女共同参画担当
電話:048-291-8617(直通)
FAX:048-433-2200
メール:community@city.toda.saitama.jp



事前予約
(スマート申請)

届出

所要時間
30分程度

【必要書類】4ページを参照

予約が確定した日時に必要書類をお持ちの上、
届出をするお二人で予約した場所までお越しください。

内容確認

本人確認、要件等を満たしているかを確認します。
書類に不備があった場合は、後日改めてお越しいただく可能性があります。

交付

- ・届出から1週間前後で、届出受理証明書及び届出受理証明カードを交付いたします。
- ・交付方法は、窓口か郵送をお選びください。
 - ※郵送による交付を希望する場合、郵便料は自己負担となります。
 - 届出の際に、切手をお持ちください。
- ・届出において、双方又は一方が戸田市に転入予定である場合は、届出受付票をお渡しします。
転入後、届出受付票と届出内容変更届に伴う必要書類をご提出いただいた後、証明書、カードを交付いたします。

3 パートナーシップの届出に必要な書類

パートナーシップ

(1) 届出書

(2) 住民票又は住民票記載事項証明書

- ・発行日は、届出日から起算して3か月以内。
- ・原則1人1枚提出。ただし、同一世帯で届出者2人分の記載があれば1枚で可。
- ・本籍地、住民票コード、個人番号(マイナンバー)の記載は不要。

! 【市外に住所を有する場合】転入後に住民票等を提出してください。

(3) 独身であることを証明する書類: 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、独身証明書等

- ・発行日は、届出日から起算して3か月以内。
- ・外国籍の方は、自国の公的な機関が発行する書面に日本語訳を添付して提出。

(4) 本人確認書類

※有効期限があるものは期限内のものに限ります。

【1枚の提示で可能なもの】	【2枚の提示が必要なもの】
・個人番号カード(マイナンバーカード)	・健康保険証
・旅券(パスポート)	・年金手帳
・運転免許証	・学生証
・在留カード又は特別永住者証明書	・社員証

【通称の記載を希望する場合】

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類

パートナーシップを届出した人は、ファミリーシップの届出ができます！

4 ファミリーシップの届出から交付までの流れ

ファミリーシップ

事前予約

【予約に必要な情報】

1. パートナーシップ届出証明書をお持ちの場合→証明書に記載の交付番号
パートナーシップ届出証明書をお持ちでない場合
→パートナーシップの届出からお願いいたします。
2. ファミリーシップの対象となる方の氏名、届出者とのご関係、年齢
3. 届出希望日時
 - ・月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く) 8時30分から17時15分まで
 - ・第3希望までお知らせください。
 - ・予約方法は、パートナーシップと同様です。3ページを参照※3営業日以内に受付完了及び日程調整のご連絡をいたします。
連絡がない場合は、お手数ですがその旨、お知らせください。

7日前までに
予約

【連絡先】

戸田市役所 市民生活部 協働推進課 男女共同参画担当
電話:048-291-8617(直通)
FAX:048-433-2200
メール:community@city.toda.saitama.jp



事前予約
(スマート申請)

届出

【必要書類】6ページを参照

予約が確定した日時に必要書類をお持ちの上、お伝えした場所までお越しください。
※届出はパートナーシップの届出を行う方がするため、ファミリーシップの対象となる方のご来庁は任意です。

所要時間
30分程度

内容確認

要件等を満たしているかを確認します。
書類に不備があった場合は、後日改めてお越しいただく可能性があります。

交付

- ・届出から1週間前後で、届出受理証明書及び届出受理証明カードを交付いたします。
 - ・交付方法は、窓口か郵送をお選びください。
 - ※郵送による交付を希望する場合、郵便料は自己負担となります。
- 届出の際に、切手をお持ちください。

5 ファミリーシップの届出に必要な書類

ファミリーシップ

(1)届出書

(2)パートナーシップ届出者との関係性及び同一生計であることが確認できる書類

①届出者との関係性が確認できる書類

・住民票の写し又は住民票記載事項証明書(届出者と同居の場合)

※本籍地、住民票コード、個人番号(マイナンバー)の記載は不要。

・戸籍個人事項証明書(届出者と同居していない場合)

※発行日は、届出日から起算して3か月以内。

パートナーシップと同時届出の場合、パートナーシップの添付書類において、関係性が確認できる場合は、提出書類の省略が可能です。

②同一生計であることが確認できる書類

・扶養が確認できる書類(例:健康保険証、所得証明書の写し等)

・養育していることが確認できる書類(例:学費の支払証明書等)

※なお、①及び②について、届出者の状況等により提出書類が異なる場合があります。詳しくは事前にお問い合わせください。

6 届出後について

パートナーシップ

ファミリーシップ



事前予約
(スマート申請)

(1)～(3)を希望される方は、事前予約をQRコードからお願いいたします。

(1)届出受理証明書・届出受理証明カードの再交付

届出受理証明書や届出受理証明カードの紛失や毀損などの事情により、再交付を希望される場合には、申請書に基づき、再交付を行います。

(2)届出内容の変更

次の場合は、届出内容の変更を行ってください。

- ・届出者が市内に転入したとき
- ・届出者が市内で転居したとき
- ・届出者の氏名に変更があったとき
- ・通称を使用し、又は変更するとき
- ・ファミリーシップを解消するとき
- ・ファミリーシップを結ぶ者を追加するとき

(3)届出受理証明書・届出受理証明カードの返還

次の場合は、届出受理証明書と届出受理証明カードを市に返還してください。

- ・パートナーシップを解消したとき
 - ・届出者の一方が死亡したとき
 - ・市外への引っ越し等、届出に関する要件を満たさなくなったとき
- ※戸田市と連携協定を締結している自治体(10ページを参照)へ転出する場合を除く。

7 Q&A

Q1. なぜ戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度ができたのですか。

A1. パートナー・ファミリー関係を公的に認めることで、当事者の困難や生きづらさの軽減を図り、性の多様性に対する社会的理解の促進を目指す取り組みの一環として本制度ができました。

Q2. 婚姻制度と戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度はどのような違いがありますか。

A2. 婚姻は法律に基づき行われるもので、相続や財産上の権利や扶養義務など、法律上の権利が発生します。一方、戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度は、市がその事実の証明を独自に実施するものであるため、法律上の権利や義務は発生しません。

Q3. 戸田市に住んでいなくてもパートナーシップの届出はできますか。

A3. 一方が市内に住んでいてももう一方が届出日から3ヶ月以内に市内へ転入する予定の場合や、お二人が届出日から3ヶ月以内に市内へ転入を予定している場合は届出をすることができます。ただし、戸田市に転入予定の方を含む届出をした場合は、受理ではなく受付のみとなり、届出受付票をお渡しします。
戸田市転入後に、届出受付票・届出内容変更届・住民票をご提出いただき、受理決定後に、届出受理証明書及び届出受理証明カードを交付します。

Q4. 同居をしていないと届出できませんか。

A4. パートナーシップの届出は、必ずしも同居している必要はありません。また、ファミリーシップ対象者については、住所に関する要件はありませんので、市外に住んでいる場合や同居していない場合でも条件を満たせば届出ができます。

Q5. 届出をすると戸籍や住民票に記載されますか。

A5. 戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度は、戸田市独自の制度であるため届出をしても、国の法律に基づいた制度である戸籍や住民票に記載はされません。

Q6. 届出受理証明書等に通称を記載できますか。

A6. 届出受理証明書及び届出受理証明カードに通称を記載することができます。通称の記載を希望される方は、届出時に日常生活において通称を使用していることが確認できる書類をご提示ください。なお、本制度における証明書及び証明カードに記載する通称は、他の行政手続きにおける通称使用を認めたり、民間サービスにおいて通称を使用することを保証したりするものではありません。

Q7. 届出に費用はかかりますか。

A7. 届出受理証明書や届出受理証明カードの発行に費用はかかりません。ただし、届出の必要書類によっては、取得に費用が発生するものがあり、その場合は自己負担となります。また、届出受理証明書や届出受理証明カードの郵送による交付を希望される場合も、郵送料をご負担いただきます。

Q8. 個室で手続きをすることはできますか。

A8. 手続きは、原則個室にて対応いたします。

Q9. 届出受理証明書や届出受理証明カードは即日交付されますか。

A9. 受理決定のため、交付まで一週間ほどお時間をいただきます。

Q10. 戸田市外に引っ越しをするときは、どのようにすればよいですか。

A10. 連携自治体への引っ越しの場合は10ページをご覧ください。連携自治体以外へ引っ越しの場合は、7ページ(3)の返還手続きを行ってください。

Q11. 外国籍でも届出はできますか。

A11. 外国籍の方でも、市内に住んでいる、又は、市内への転入を予定していれば、届出をすることが可能です。なお、外国籍の方は、独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳(翻訳者の氏名を記入)を添えて提出してください。

Q12. 届出受理証明書や届出受理証明カードを持っていることで、どのようなメリットがありますか。

A12. 戸田市において、記念樹の受け取りや市営住宅への入居申込みができます。最新のサービスについては、市ホームページをご確認ください。

また、携帯電話の家族割引が適用される、生命保険の受取人にパートナーを指定できるといった民間サービスについては、民間会社へお問い合わせください。

Q13. なりすましや悪用をされる心配はありませんか。

A13. 戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度では、届出の際に届出者お二人でお越しいただき、本人確認書類の提示を求めることでなりすまし等を防止しています。また、証明書等を不正に使用したことが判明したときなどは、届出を無効とし交付番号を公表する場合があります。

Q14. 届出ができるのは同性同士だけですか。

A14.戸田市パートナーシップ制度は性的マイノリティの方を対象としているため、お二人のうち少なくとも一方が性的マイノリティであれば異性でも届出は可能です。

8 参考 自治体間の連携

パートナーシップ

ファミリーシップ

戸田市と連携をしている自治体の間で転入・転出する場合、手続きや提出書類を一部省略できます。なお、連携自治体については、戸田市ホームページでご確認ください。

(1)戸田市から転出する場合

戸田市から連携自治体へ転出する場合、届出受理証明書及び届出受理証明カードの返還は不要です。

転出先の自治体によって継続の手続きは異なりますので、各自治体のホームページ等をご確認ください。

(2)戸田市に転入する場合

申請方法は、パートナーシップ届出手順と同様です。

詳しくは、3ページをご確認ください。

※必要書類は異なりますので、下記必要書類をご持参ください(独身であることの証明は不要です)。

【必要書類】

①継続届出書

②【市内に住所を有する場合】

住民票の写し又は住民票記載事項証明書(同一世帯であれば1通で可)

③転入前の自治体で交付を受けた受理証明類似書類

④本人確認書類(4ページ参照)

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

戸田市役所 市民生活部 協働推進課 男女共同参画担当

電話:048-291-8617(直通)

FAX:048-433-2200

第5版 令和8年3月発行

戸田市 市民生活部 協働推進課 男女共同参画担当

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

電話 048-291-8617(直通)

FAX 048-433-2200

Email: community@city.toda.saitama.jp

